世界の IFRS 適用の状況と時期についての一考察

閆 粛

要旨

近年, 自国の会計基準に代えて IFRS の適用に移行する国際的な動き(いわゆる会計基準の統一化の動き)が高まっている。IFRS 財団のウェブサイトによれば、IFRS を適用する法域は2016年8月31日時点において137の法域に達しており、調査対象である147の法域の93%を占めている。このような会計基準の国際的な統一化の要因としては、しばしば財務諸表の比較可能性の向上、国際資本市場における資金調達の促進、資本コストの低下などが指摘されている。

しかし、IFRS の適用を通じて実際に財務諸表の比較可能性の向上や国際資本市場における資金調達の促進が図られているかについては、いまだ十分な検証がなされていない。また、IFRS の適用問題を取り扱っている先行研究においては、IFRS が高品質な基準であるということを前提として、IFRS の適用と株価との相関関係を分析しているものが多く見受けられる。しかし、そもそも IFRS が高品質な基準であるという認識は自明なものではなく、IFRS を適用した法域あるいは IFRS に関心を示す法域が、会計基準の品質ではなく、その他の要因によって IFRS を受け入れている可能性も否定できない。したがって、IFRS 適用国の具体的な適用状況および適用時期を分析することを通じて、IFRS 適用の要因を探ることを本研究の目的とする。

本研究では、もっぱら静態的分析が行われてきた先行研究とは異なるアプローチを採用し、IFRS の前身である IAS の開発が始められた1970年代から今日に至るまでの IFRS の適用状況を動態的に分析することを通じて、IFRS を適用した法域の状況および時期を特定した。その結果、2005年以降の IFRS 適用の気運の世界的な盛り上がりの背景には、基準開発コストの削減に加えて、IFRS の適用に伴うネットワーク効果の存在がかかわっている可能性があることを示唆した。

キーワード: IFRS, IFRS 適用状況, IFRS 適用時期, IFRS 適用の要因, ネットワーク効果

Analysis of Extent and Timing of IFRS Adoption around the World

Su YAN

Abstract

Recent years have witnessed a growing global movement of jurisdictions transitioning from individual accounting standards to International Financial Reporting Standards (IFRS). According to the IFRS Foundation, by 31 August, 2016, 137 jurisdictions had adopted IFRS, which accounts for 93% of the 147 jurisdictions in their sample. Key reasons given for this standardization include enhancing the comparability of financial statements, promoting the provision of funding from international capital markets, and achieving a lower cost of capital.

Although the above benefits of IFRS adoption have not been verified, some previous studies pertaining to IFRS adoption analyze the relevance of IFRS adoption to stock prices on the assumption that IFRS is a set of high quality standards. However, it is unclear whether the jurisdictions that adopt or are interested in IFRS prefer IFRS due to recognition of the standards' high quality, or for other reasons. Therefore, this study aims to determine any factors that may influence the decision to adopt IFRS by analyzing the extent and timing of IFRS adoption in IFRS jurisdictions.

This study implemented a different approach from previous research, which has been conducted exclusively via static analysis. It clarifies the extent and timing of IFRS adoption in IFRS jurisdictions by analyzing IFRS adoption dynamically from the 1970s to today. The results suggest the possibility that reduction of the standards' development costs and the network effect accompanying IFRS adoption have played a role in increased IFRS adoption worldwide since 2005.

Keywords: IFRS, extent of IFRS adoption, timing of IFRS adoption, IFRS adoption factors, network effect

投稿受付日 2017年1月6日 採択決定日 2017年6月8日

早稲田大学商学学術院助手

1. はじめに

近年, 国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee:IASC)およびその後身である国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board:IASB)が開発する国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards:IFRS)を自国基準として受け入れる動き(いわゆる会計基準の統一化)が国際的に高まっている⁽¹⁾。2016年8月時点において、すでに100以上の法域(国または地域)がIFRSを採用している(IFRS Foundation 2016a)。周知のように、このIFRS は、「世界における単一セットの高品質で国際的な会計基準」とすることを目指して開発されている。

国際的な会計基準の統一化については、従来から、財務諸表の比較可能性の向上、国際資本市場における資金調達の促進、資本コストの低下など、様々なプラスの側面があることが指摘されてきた(Armstrong et al. 2010; Daske et al. 2013; Horton and Serafeim 2010; Lee et al. 2008)。その一方で、IFRSの適用にあたっては、以下のようなマイナス面も指摘されている。たとえば、Dye and Sunder(2001: 267)は、多様な経済環境に対して、画一化された会計基準を適用すべきではないと指摘している。また、辻山(2015: 29-31)では、IFRS 自体に内在する会計思考の特殊性に関する問題により、IFRS が各国の制度に浸透していないと指摘されている。

IFRS の良し悪しについて定かではない原因は、IFRS の適用状況の複雑性である。各法域での IFRS の適用状況は、適用企業、適用方法、適用対象の財務諸表について統一性がなく、また適用対象となる IFRS もピュア IFRS を採用する法域もあればエンドースメントされた IFRS を採用する法域もあるなど、それらの組み合わせにより区々である。さらに、各法域の適用状況は、時間とともに変化している。しかし、このような複雑な適用状況の違いを考慮せず、たとえば、強制適用と任意適用という適用方法の違いを問わずにそれらを一括して IFRS 適用法域として扱う先行研究が多く見受けられる (Ramanna and Sletten 2014; Christensen et al. 2013)。したがって、IFRS の適用問題に関するより精緻な検討にあたっては、各法域の適用状況を詳細に分析する必要がある。

本研究の目的は、複数の既存調査にもとづき、1970年代から今日に至るまでの、各法域がIFRS を適用した時期を特定することを通じて、各法域がIFRS を適用した要因を探ることにある。本研究で作成したIFRS 適用状況(適用時期を含む)のデータベースは、IFRS をめぐる適用要因やその経済帰結に関する研究の土台になることが期待できる。本研究の構成は、次のとおりである。まず、第2節では、2016年時点におけるIFRS の世界的な適用状況を概観する。第3節では、本研究における分析手法を示す。それにもとづき第4節では、過去40年間のIFRS 適用の状況を示す。第5節では、第4節で抽出したIFRS 適用に関するいくつかの変節点に着目して、IFRS 導入の要因分析を行う。最後に第6節では、本研究の発見事項に関する総括を行うとともに、残された課題を提示する。

2. 各法域における IFRS の適用状況

2012年以前、IFRS の適用法域に関する調査は、Deloitte の IAS Plus にもっぱら依存していた。 しかし、2013年以降は、IFRS 財団がそれを引き継ぐ形で、IFRS 適用に関する詳細な調査を実施している。そこで、以下では、IFRS 財団が実施している調査結果を概観する。

IFRS 財団は、2013年から各法域の会計基準を開発・承認する公的機関を対象として「世界のIFRS の適用」に関するアンケート調査(以下「IFRS 財団の調査」とする)を行っている。この「IFRS 財団の調査」では、147の法域における IFRS の適用状況が示されている。図表 1 は、各法域における IFRS の適用状況を要約したものである。

| 地区 | 法域の数 | | 法域内の上場企業に IFRS を任意適用しているまたは一部の企業に強制適用している。 | |
|------------------|------|-----|--|----|
| Europe | 43 | 42 | 1 | 0 |
| Africa | 23 | 19 | 1 | 3 |
| Middle East | 12 | 11 | 1 | 0 |
| Asia and Oceania | 32 | 23 | 4 | 5 |
| America | 37 | 27 | 8 | 2 |
| 総計 | 147 | 122 | 15 | 10 |
| 比率 | 100% | 83% | 10% | 7% |

図表 1 IFRS を適用する法域数

出所: IFRS Foundation (2016b) にもとづき一部修正。

また、「IFRS 財団の調査」結果の概要は、以下のとおりである。

- Belize, Bermuda, Cayman Islands, Egypt, Macao, Suriname, Switzerland および Vietnam 以外の139の法域は、IFRS が単一の国際的な会計基準であることを支持している。
- ●122の法域(調査対象の83%)は、全部または大部分の国内上場企業(金融機関を含む)に IFRS を適用することを要求している。
- ●2014年のGDP にもとづけば、上場企業にIFRS を強制または任意適用する法域は、147の法域のGDPの61%を占めることが強調されている(欧州連合 [European Union: EU] および欧州経済領域 [European Economic Area: EEA] が19兆ドルであるのに対して、それ以外の法域が26.9兆ドルである)。

このアンケートの調査結果をみる限り、世界における IFRS の適用法域は着実に広がっているようである。ただし、IFRS の適用法域の増加は、実際に企業間の比較可能性の向上や高品質な財務諸表の公表に繋がっているということを必ずしも意味しない

そもそも、IASBの前身であるIASCも、1970年代から資金調達のグローバル化に対応すべく 国際的な会計基準の策定に着手していたが、IASC時代のIASを適用する国は稀であった。近年 IFRSの適用国が増加した理由は、IFRSの品質がIASよりも改善されたことである可能性もあ るが、それ以外の要因が働いた可能性も否定できない。

3. 本研究の分析手法

本研究では、複数のデータベースを用いて、各法域における1970年代から2016年までのIFRS の適用状況(適用企業、適用方法、適用年度、適用対象となるIFRS)を明らかにする。この適用状況を通じて抽出したIFRS 適用に関するいくつかの変節点に着目して、各変節点の背景にあると考えられるIFRS に関連する主たるイベント等と照合することにより、IFRS 適用の要因分析を行う。

3.1 分析に用いたデータベース

まず、本研究において IFRS の適用状況を分析する際の前提となる「法域」を特定しておく必要がある。本研究では、国際連合 (United Nations: UN) メンバーの193の法域、国際連合貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD) メンバーの194の法域、国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO)メンバーの195の法域、経済協力開発機構 (The Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)メンバーの176の法域から、219の法域を抽出した。そのうえでこの219の法域のうち2016年までにIFRS の適用年度が不明、または資本市場が存在しない77の法域を除いた142の法域についてのIFRS の適用状況を、以下の4つのデータベースを用いて精査した。

- 「IFRS 財団の調査」⁽²⁾。
- ② Deloitte の IAS Plus から公表されている「IFRS in your pocket」(年刊) におけるコラム「Use of IFRSs around the world」。このコラムでは、174の法域に関する2003年から2012年までの IFRS の適用状況が収録されている(Deloitte 2003-2012)。
- ③ PricewaterhouseCoopers (PwC) から公表されている「IFRS adoption by country」。この資料では、146の法域のIFRS の適用状況がまとめられている (PwC 2014)。
- ④ 世界銀行から公表されている「Reports on Observance of Standards and Codes」(以下、ROSC レポート)。この ROSC レポートは,個々の国における会計と監査規制に関する包括的なレビューであり,また,会計教育や施行など,関連する問題に関する議論が含められている。このレポートでは,98の発展途上国(主に世界銀行のクライアント)の適用状況がまとめられている(World Bank 1999-2016)。

なお、これら4つのデータベースに記載されている内容に矛盾がある場合(たとえば適用年度 が異なる場合等)には、信頼度の高さにより、①の文書を優先した。また、①の文書において情 報が示されていない場合には、②、③および④の文書における情報を総合的に勘案した。これらの条件にもとづいて各法域に関するIFRSの適用状況を示したものが図表2である(付録を参照する)。

3.2 各法域における適用状況の分類

次に、各法域における IFRS の適用状況を論じる場合には、IFRS の具体的な適用状況にも注意を払う必要がある。IFRS 適用法域に分類される場合であっても、その具体的な適用状況には、図表 3 で示すように様々な組合せが存在するからである。

まず、適用企業については、外国企業を除く、非上場企業を含む全企業、全上場企業および上場企業の一部である場合がある。つぎに、適用方法には、強制および任意適用という2つのパターンがある。さらに、適用される財務諸表には、連結財務諸表と個別財務諸表の両方、連結財務諸表のみという2つのパターンがある。そして、適用対象となるIFRSについても、全面適用のアドプション(ピュアIFRSの適用)と、EU諸国やオーストラリアのようにエンドースメント(IASBが公表するIFRS を法域内の承認手続きを経て受け入れる方法)、中国や米国のようにコンバージェンス(IFRS との差異を極力縮めつつ自国基準を採用し続ける方法)という3つがある。したがって、各法域で採用されているIFRSの適用形態には、これらの組み合わせにより様々なものがある。

適用となる財務諸表 適用対象となるIFRS 適用対象となる企業 適用方法 × × ①非上場企業を含む ①強制 (エンドース ①連単とも ①全面適用のアドプション 全企業 メントを含む) ②エンドースメント・アプローチ ②連結のみ ②全上場企業 ②任意 ③コンバージェンス・アプローチ ③上場企業の一部

図表3 IFRS 適用の具体像

出所: 辻山(2014:56) にもとづいて一部修正

本研究では、外国企業を除く国内上場企業に限定して、図表2に列挙した142の法域について、各法域を以下の3つのグループ(小分類を含めると4つのグループ)に分類した。図表2の分類欄には以下の記号が示されている。

- 1. IFRS を全部または大部分の上場企業に強制適用している法域
- 2. IFRS を一部の上場企業に適用している法域
 - a. IFRS を一部の上場企業に強制適用している法域
 - b. IFRS を上場企業に任意適用している法域

3. IFRS の適用を認めていない法域

グループ1は、全面適用のアドプションおよびエンドースメント・アプローチを採用する法域を含む。グループ3は、IFRSを適用していない法域のほかにコンバージェンス・アプローチを採用する法域を含む。

図表4は、図表2の法域ごとの調査結果をこの分類に即して地域ごとに集計したものである。

| 地区 | 法域の数 | | | 法域内の上場企業 に IFRS を 任 意 適 用 | |
|------------------|------|-----|-----|---------------------------------|------|
| Europe | 39 | 37 | 1 | 1 | 0 |
| Africa | 34 | 16 | 2 | 0 | 16 |
| Middle East | 8 | 7 | 1 | 0 | 0 |
| Asia and Oceania | 31 | 19 | 3 | 3 | 6 |
| America | 30 | 22 | 4 | 3 | 1 |
| 総計 | 142 | 101 | 11 | 7 | 23 |
| 比率 | 100% | 71% | 8% | 5% | 16% |
| 累積比率 | _ | 71% | 79% | 84% | 100% |

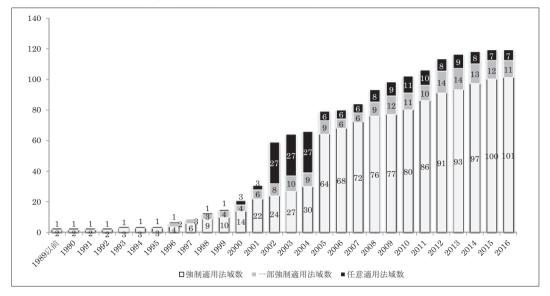
図表 4 2016年における上場企業の IFRS を適用法域数

図表4から明らかなように、任意または強制的にIFRSを適用している法域は119の法域であり、142の法域の8割以上という相当高い割合である。これは、「IFRS 財団の調査」と概ね一致しているが、「IFRS 財団の調査」よりも全部または大部分の上場企業にIFRS を強制適用している法域の数は21少ない。また、IFRS を適用していない法域の数は「IFRS 財団の調査」より13多い。このような差異の原因は、本研究では「IFRS 財団の調査」に含まれている適用年度が不明な法域を除いていることによる。

4. IFRS 適用法域の時系列分析

次に、図表4に示した2016年時点のIFRSの適用状況について、IASCが発足した1973年まで遡ってその推移を分析する。図表5は上記の分類のグループごとに属する法域数の推移を示したものである⁽³⁾。

図表5の棒グラフの全体の趨勢に着目すると、適用法域の数の際だった変化は2000年以前、2001年から2004年、2005年以降の3つの期間に分けることができるであろう。1989年以前、すでに IFRS を適用していた法域はわずかに3法域 (Bangladesh, Oman, Trinidad and Tobago) であり、1973年から2000年まで30年弱をかけて、ようやく21法域が IFRS を適用するに至った。それに対して2001年以降、IFRS 適用法域数は急増し、特に2002年には適用法域の数が2001年の31から59へと増加した。さらに、2005年には適用法域の数が66から79に増加した。



図表5 IFRS 適用法域数グループごとの年度分布

次に、図表5の趨勢から任意適用グループ2b(黒棒)を除いて、グループ1および2a(グレー棒と白棒)、つまり強制適用法域の趨勢を分析する。グループ2bはIFRSを任意適用する法域であるため、実際にIFRSを適用している企業は少ない可能性がある⁽⁴⁾。そこでIFRSを適用する法域として任意適用する法域を除外することで、より厳密にIFRSの適用法域数の推移を分析できる。IFRSを強制適用する法域の数については、全体の趨勢と同じように2000年以前、2001年から2004年にかけて、および2005年以降という、3つの期間に分類して分析を行った。分析の結果は、以下のとおりである。

2000年以前は、強制適用法域は微増傾向にある。法域数が急増する時期は、2001年および2005年であるが、2005年より著しい増加がみられる。すなわち、2001年の適用法域の増加数が10(2000年の18法域から2001年28法域まで)であるのに対して、2005年の適用法域の増加数は34である。2005年以降の期間には、適用法域の数が2000年以前よりも多くなっている。

なお、強制適用の法域というサンプルの中には、一部の企業にしか強制適用させない法域(2aグループ)が含まれている。たとえば、Belarusのように2008年から現在に至るまで上場銀行および非銀行の金融機関にしかIFRSを強制適用しない法域も存在する。このような一部の企業へのIFRSの強制適用は、その法域のIFRSに対する対応を正確に反映しているとはいえない。そこで、このような法域をサンプルから除き、全上場企業あるいは大部分の企業に強制的にIFRSを適用する法域(白棒)を抽出する必要がある。

適用法域 (グループ 1 およびグループ 2), 強制適用の法域 (グループ 1 およびグループ 2 a) ともにほぼ同じ傾向が示されているが、2005年の増加率がさらに高くなっている。2005年に IFRS を全上場企業や大部分の企業に強制適用する法域数の増加率 (113%) は、一部の企業の

みに強制適用する法域を含めた増加率 (87%) よりも高いことを示している。そこで,次節では, なぜこのような分布となっているのか、つまり図表5の分布の原因を分析する。

5. IFRS 適用の要因分析

前節における時系列分析を通じて、国際的な IFRS の適用状況にはいくつかの変節点があったことを確認できた。すなわち、2001年および2005年において適用法域の数が急増している。そこで、本節では、これらの変節点の背後にある要因を検討する。それらの要因として考えられるのは、IFRS の適用法域が急増した年度の前後における IFRS を取り巻くイベントである。そして、図表5の観察結果に符号するイベントとして指摘できるのは、主として国際的な機関による以下の3つの働きかけである。

5.1 IOSCO の影響

2001年にIFRSの適用法域の数が急増したのは、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions: IOSCO)によるIFRSの承認によって、国際的にIFRSに対する関心が高まったことも一因であったと考えられる。

1970年代において、IASC は、会計基準の国際的調和化を推進すべく、IAS の開発に着手し始めていた(5)。その結果、1975年に国際会計基準第1号(IAS1)「財務諸表の表示」が公表されてから、1989年公開草案第32号(ED32)「財務諸表の比較可能性」まで、IASC によって公表された会計基準は、31にのぼる。この時期の IAS の特徴は、優先されるべき特定の会計処理方法が規定されているものの、適切な開示やその影響が注記されるのであれば代替的な会計処理方法を認めるという、相当程度の弾力性が与えられていたことである(Büthe and Mattli 2011:67; Choi and Mueller 1992:29)。そのため、自ら会計基準を開発する能力がない国(たとえば、Oman、Uganda、Trinidad and Tobago など)を除き、2000年までは IAS を採用する国はごく僅かであった。図表5に示されていた2000年までは適用法域の数がほとんど増加していないという事実は、このような要因と関係している。

IAS の位置づけの重要な転機は、IOSCO との連携である⁽⁶⁾。IOSCO は、国際的な金融市場の統合をはじめ、複数かつ相反する財務報告基準の問題を解決するために、1993年にコア・スタンダードと呼ばれる41のトピックスに及ぶ広範囲の基準一覧を IASC に提示した。この41のトピックスは、IOSCO が国際的な資金調達の際に利用される財務諸表の作成のために最低限必要であるとして指定した基準の一覧である。コア・スタンダードは、IASC により1998年12月に概ね完成し、2000年5月には、IOSCO が国際会計基準を支持するという意見表明を行った。IOSCO の支持を受けてコア・スタンダードとなった国際会計基準は、2000年以降、国際的な資金調達を重視する各国の関心を集めることになった。このような IOSCO の影響を踏まえると、2000年までIFRS を適用する法域が少なかった原因は、IOSCO のような権威をもつ政府機関の支持がなかっ

たことが一因であったと考えられる。

5.2 欧州の影響

次に、2005年において適用法域の数が急増しているのは、EU が2005年から EU 域内の証券取 引所に上場しているすべての企業に対して、IFRS に準拠して連結財務諸表を作成することを要請する法案を2002年に通過させたことに起因すると考えられる(**)。Buthe and Mattli(2011:68)によれば、このような法案が成立した背景として、EU における単一の金融市場を成立させるうえで、会計基準の統一化が必要不可欠であったことがあるとされている。また、EU によるこのような決定は、特に EU と経済的に密接な関係にある国(貿易量が多い国など)における IFRS のアドプションに向けたプロセスにつながったといえる。したがって、EU 域内の28法域および EEA の 3 法域に対する2002年の IFRS の任意適用および2005年の IFRS の強制適用は、IFRS の適用法域数を急増させる原因であったことは間違いない。

5.3 その他の国際機関の影響

「サービスの貿易」にかかわる効果を理由として会計問題に関心を持つようになった WTO 加盟国は、1996年のシンガポール閣僚会議において、IASC を承認することを決定した(Buthe and Mattli 2011:67)。WTO(1996)のステートメントでは、これらの加盟国が、「国際会計士連盟(International Federation of Accountants: IFAC)、IASC および IOSCO による国際的な会計基準が完成するように動きかける」ことが表明された。これによって、WTO が国際会計基準の開発に関する IASC の権限を認めたことになる。

また、G-7(1998)によると、G-7金融蔵相中央銀行総裁会議は、1998年に IASC の活動を支持し、「国際的に認められた包括的な会計基準の提案を1999年上旬までに終了させる」ことを IASC に要求するとの声明を発表した。European Parliament(2008:7)によれば、これらの声明とともに、世界銀行、国際通貨基金そしてバーゼル銀行監督委員会による明確な支持は、国際的な財務報告ルールを作成する強力な権限を IASC に与えたとされている。特に、世界銀行が借款協定を行う際の条件として IAS の利用を求めていることは注目に値する(Buthe and Mattli 2011:67)。その結果、1990年代後半においては、外国企業に対して連結財務諸表の作成にあたり IAS の利用を認める国の数が増加するようになった。このように、2000年代からの IFRS の適用法域数の急増は、EU、IOSCO、世界銀行などの権威を有する各機関による支持と密接に関連しているといえる。

5.4 法域の経済力と IFRS 適用の関係

権威を有する機関からの要請がなかった場合であっても、自発的に IFRS を適用している法域 もある。そこで、以下では、自発的に IFRS を採用した法域における IFRS の適用要因をより掘 り下げて分析するために、法域の経済力と IFRS 適用の関係に関する分析を行う。具体的には、図表 2 における法域を先進国と発展途上国に 2 分し、両者の間で IFRS の適用に関する差異があるか否かを分析する。

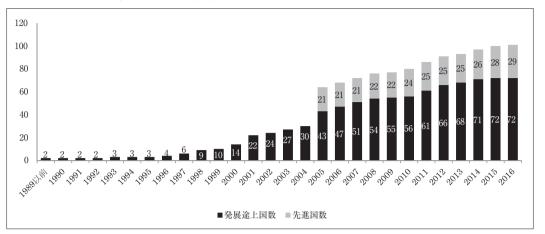
先進国および発展途上国の定義については、世界的に統一された規準が存在しないため、本研究では、OECD の加盟国35か国および、OECD 開発援助委員会(Development Assistance Committee:DAC)によって発行される1970年から2013年までの「開発協力報告書(Development Co-operation Report):DAC レポート」に掲載されている法域を参照した。DAC レポートに掲載されている法域は、政府開発援助(Official Development Assistance:ODA)を受けている法域であるため、発展途上国と考えられる $^{(8)}$ 。図表 6 では、DAC Report に掲載されていない法域を OECD 加盟国に加え、40の法域を先進国としている。

確定年度 確定年度 確定年度 1 Australia 1971 15 Hungary 1996 29 Portugal 1961 2 Austria 1961 16 | Iceland 1961 Puerto Rico 2016 30 3 Belgium 17 Ireland 31 Slovak Republic 1961 1961 2000 4 Canada 1961 18 Israel 2010 32 Slovenia 2010 5 Chile 2010 19 Italy 1962 33 Singapore 1997 6 Cyprus 2001 20 | Japan 1964 34 Spain 1961 7 Czech Republic 1995 21 Korea 1996 35 Sweden 1961 8 Denmark 1961 22 | Lativa 2016 Switzerland 1961 36 9 Estonia 2010 23 Luxembourg 1961 37 Taiwan 1997 10 Finland 1969 24 Lithuania 2015 Turkey 1961 38 11 France 1961 25 Netherlands 1961 United Kingdom 1961 12 New Zealand United States Germany 1961 26 1973 40 1961 13 Greece 27 Norway 1961 1961 14 Hong Kong 1997 28 Poland 1996

図表6 先進国のリスト

図表7では、全上場企業にIFRSを強制適用する法域数(グループ1)が棒グラフで示され、 そのうちの発展途上国の数が黒色で示されている。

図表7によると、2004年までに全上場企業にIFRSを適用した法域は、すべて発展途上国であることが確認できる。2005年に適用法域が急増した理由は、前述のように、EUによる強制適用が開始されたためである。2016年までに発展途上国の適用法域は全体の71%までに及んでおり、IFRSを適用する法域数の増加においては、発展途上法域の伸びの占める割合が大きいと確認できる。



図表7 IFRS を強制的適用する法域における発展途上国の割合

発展途上国がIFRSを適用する理由のひとつは、そもそも会計基準を開発する能力がなく、IFRSをそのまま適用したほうが有利であったという原因が考えられる。2004年以前の発展途上法域におけるIFRS採用は、この理由によるものと推察される。他方、2005年以降に発展途上国においてIFRS採用法域が飛躍的に増加している背景には、基準開発コストの削減に加えて、また別の要因があることが考えられる。その一つの要因として、ネットワーク効果が考えられる。Ramanna and Sletten(2014)によれば、IFRSを適用していない法域が、IFRSを適用した法域のネットワークに参入することにより、取引コストの低下というベネフィットを期待しているとされている。EU、IOSCO、世界銀行などの要求を受けて、IFRSを適用する法域数が増加することにより、IFRSを適用する法域のネットワークが自動的に形成されている点は、2005年以降に発展途上国においてIFRS採用法域数が増加した要因と考えられる。ただし、IFRS適用の気運の世界的な盛り上がりの背景にネットワーク効果がありうるということは、会計基準の品質の優劣と直接関連しているわけではない。IFRS適用のネットワーク効果の背後には、そもそもIFRSが高品質な会計基準であるという要因がある可能性も否定できない。

6. おわりに

本研究では、近年注目を浴びている IFRS の世界的な適用要因を、もっぱら IFRS の品質に着目して世界的な IFRS の適用要因を検証してきた従来のアプローチとは異なる視点から、1970年代から今日に至るまでの IFRS 適用の状況と時期を明らかにすることにより分析した。具体的には、複数のデータベースを用いた適用状況および適用時期分析を通じて抽出した IFRS の適用に関するいくつかの変節点に着目して、各変節点の背景にあると考えられる IFRS に関連するイベント等と照合することにより、世界的な IFRS 導入の要因分析を行った。その結果、IFRS 適用法域の70%超を占める発展途上法域における IFRS 適用の要因は、2000年以前においては、会計

基準開発コストの削減が主たる要因であったと考えられるのに対し、2005年以降においては、基準開発コストの削減に加えて、EU、IOSCO、世界銀行などの政府機関の要請を受けて、IFRS を適用する法域数の増加により形成されたネットワーク効果があらたな要因となっていた可能性があることを指摘した。ネットワーク効果をはじめとする IFRS 適用の要因について実証研究を通じて検証することは、今後の課題としたい。

注

- (1) 本研究では特に断りのない限り IFRS の前身である国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) と IFRS を併せて IFRS と表現を用いている。
- (2) 「IFRS 財団実施の調査」は IFRS 財団のウェブサイトでタイムリーに更新されている。
- (3) 1973年から1989 年までの IFRS 適用国は僅少であるため、1989年以前で一区切りとした。
- (4) たとえば日本もこの分類に属している。
- (5) 英国、カナダ、米国の会計士団体によって1966年に設立された会計士国際スタディ・グループに代わるものとして、IASCは、1973年6月に、9ヵ国(米国、英国、カナダ、オーストラリア、オランダ、ドイツ、フランス、日本およびメキシコ)、16の会計士団体によって、世界的に容認され、遵守される会計基準の開発および基準の調和化という目的で設立された。
- (6) IOSCO は世界の金融証券市場の90%を規制している,105ヵ国の政府系金融市場監督機関をメンバーとする 組織である(IOSCO 1995)。
- (7) 2002年から EU 域内の上場企業が IFRS を任意適用することが認められている。
- (8) 外務省のウェブサイトによると、ODA は開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動のための公的資金である。政府または政府の実施機関はODA によって、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む開発途上国の「開発」のため、開発途上国または国際機関に対し、資金(贈与・貸付等)・技術提供を行う(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/oda/oda.html 2016年10月15日参照)。

参考文献

- Armstrong, C., Barth, M., Jagolinzer, A.and Riedl, A. (2010). Market Reaction to the IFRS Adoption in Europe. The Accounting Review, 85(1): 31-61.
- Büthe, T., and Mattli, W. (2011). *The New Global Rulers*: *The Privatization of Regulation in the World Economy*. Princenton: Princeton University Press. (小形健介訳 (2013)『IASB/ISO/IEC 国際ルールの形成メカニズム』東京:中央経済社).
- Byard, D., Li, Y.and Yu, Y. (2011). The Effect of Mandated IFRS Adoption on Analysts' Forecast Errors. Journal of Accounting Research, 49(1): 69-96.
- Choi, F.D.and Mueller, G.G. (1992). International Accounting (Vol. 2). Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Christensen, H.B., Hail, L., and Leuz, C. (2013). Mandatory IFRS Reporting and Changes in Enforcement *Journal of Accounting and Economics*, 56(2): 147-177.
- Daske, H., Hail, L., Leuz, C.and Verdi, R. (2013). Adopting a Label, Heterogeneity in the Economic Consequences around IAS/ IFRS Adoptions. *Journal of Accounting Research*, 51(3): 495-547.
- Dye, R.A. and Sunder, S. (2001). Why not allow FASB and IASB Standards to Compete in the US? . *Accounting Horizons*, 15(3): 257-271.
- Deloitte. 2003-2012. *Use of IFRS by jurisdictions*. (Retrieved December 23 2014, from http://www.iasplus.com/en/resources/ifrs-topics/use-of-ifrs)
- G-7. (1997). Final Report to the G7 Heads of State and Government on Promoting Financial Stability. (Retrieved

- September 23 2016, from http://www.g8.utoronto.ca/summit/1997denver/finanrpt.htm)
- Hope, O.K., Jin, J.and Kang, T. (2006). Empirical Evidence on Jurisdictions that Adopt IFRS. *Journal of international accounting research*, 5(2): 1-20.
- Horton, J. and Serafeim, G. (2010). Market Reaction to and Valuation of IFRS Reconciliation Adjustments: First Evidence from the UK. *Review of Accounting Studies*. 15: 725-75.
- IFRS Foundation. (2016a). *IFRS use around the world*. (Retrieved August 31 2016, from http://www.ifrs.org/use-around-the-world/pages/jurisdiction-profiles.aspx)
- —. (2016b) Analysis of the IFRS Jurisdiction Profiles. (Retrieved August 31 2015, from http://www.ifrs.org/use-around-the-world/pages/analysis-of-the-ifrs-jurisdictional-profiles.aspx)
- Lee, E., Walker, M.and Christensen, H. B. (2008). Mandating IFRS: Its Impact on the Cost of Equity Capital in Europe. Working Paper. ACCA's Research Committee.
- PricewaterhouseCoopers (PwC). (2014) *IFRS Adoption by Country*. (Retrieved December 30 2015, from https://www.pwc.com/us/en/issues/ifrs-reporting/publications/assets/pwc-ifrs-by-country-2014.pdf)
- Ramanna, K.and Sletten, E. (2014). Network Effects in Countries' Adoption of IFRS. *The Accounting Review*, 89(4): 1517-1543.
- WTO. (1996). Singapore Ministerial Declaration Adopted on 13 December 1996 (Retrieved September 23 2016, from https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min96_e/wtodec_e.htm).
- World Bank.1999-2016.Reports on Observance of Standards and Codes (Retrieved December 30 2015, from https://www.imf.org/external/NP/rosc/rosc.aspx?sortBy = Date)
- 辻山栄子 (2014). 「コンバージェンスをめぐる現状と課題」平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学 第4巻 会計基準のコンバージェンス』東京:中央経済社:39-84.
- 辻山栄子 (2015). 「国際財務報告基準 (IFRS) を巡る理論的課題と展望」辻山栄子編著『IFRS の会計思考 過去・現在そして未来への展望』東京:中央経済社:1-34.
- 汪祥耀·葉正虹(2011).「実行新会計準則是否低了股権資本成本-基盂我国資本市場的経験証拠」『中国工業経済』 3:119-128.

本研究は ISPS 研究費24243037による研究成果の一部である。

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant.

付録 図表2 各法域における IFRS 適用の状況と時期

| | | | | | | | | | | | | ; | | | | | |
|-----|---------------------------|---------------------------------------|--|----------|------|-----|--------------------------|---------------------|---------------|----------------|---|-------|---------------|---------------------|---------------|-------------------|--------|
| | 洪域 | 抱域 | 適用対象の IFRS | 分類 | 連婚 | No | 法域 | 地域 | 適用対象の IFRS | 分類 | 通馬田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | | 法域 | 地域 | 適用対象の IFRS | 分類 | 馬 期 |
| П | Algeria | Africa | convergence | 3 | | 0.4 | , n | | 1 | 2b | 2002 | 47 | Georgia | Asia and Oceania | pureIFRS | 1 | 2000 |
| 2 | Anguilla | America | pureIFRS | 2a 1 | 2001 | 74 | Canada | Ашепса | endorsment | 2a 1 | 2011 | 48 | Germany | Europe | endorsment | 2b 1 | 1998 |
| 3 | Antigua and Barbuda | America | pureIFRS | 1 | 2001 | 25 | Chad | Africa | | 3 | | 49 | Ghana | Africa | pureIFRS | 1 | 2007 |
| 4 | Argentina | America | endorsment | 2b 2a | 2010 | 26 | Chile | America | endorsment | 2a 1 | 2009 | 20 | Greece | Europe | endorsment | 2b 1 | 2002 |
| 5 | Armenia | Asia and Oceania | endorsment | 2a | 2009 | 27 | China | Asia and Oceania | convergence | က | | 51 | Grenada | America | pureIFRS | 1 | 2001 |
| 9 | Australia | Asia and | endorsment | 2p | 2002 | 82 | Colombia | America | endorsment | 07 1 | 2015 | 22 22 | Guinea-Bissau | America Africa | convergence | g ₂ 8, | 2002 |
| | | Oceania | | - ē | 9888 | 67. | Congo | Atrica | | | 000 | ¥ ; | Guyana | America Asia and | purelkKS | ٠, | 0007 |
| 7 | Austria | Europe | endorsment | 29 | 2002 | _ | Costa Rica | America | endorsment | - c | 2002 | 22 | Hong Kong | Oceania | endorsment | _ l | 2005 |
| ∞ | Azerbaijan | Asia and Oceania | pureIFRS | | 2002 | 32 | Cote d Ivoire Croatia | Atrica Europe | endorsment | ω - | 2005 | 56 | Hungary | Europe | endorsment | 7. Sp | 2002 |
| 9 | Bahamas | America pureIFRS Middle Fast pureIFRS | pureIFRS | | 1993 | 33 | Cyprus | Europe | endorsment | 1 % | 2005 | 57 | Iceland | Europe | endorsment | 2b | 2002 |
| 3 - | | Asia and | Control of the contro | 2b | 1987 | 34 | CzechRepublic | Europe | endorsment | 7 | 2005 | 28 | India | Asia and Oceania | | 2b | 2010 |
| II | bangladesn | Oceania | endorsment | _ | 1997 | 700 | 12000 | [2] | 1000 | 2b | 2002 | 59 | Indonesia | Asia and Oceania | convergence | 3 | |
| 12 | Belarus | Europe | pureIFRS | 2a | 2008 | S | Denmark | Europe | endorsment | | 2002 | 09 | Iran | Asia and Oceania | | က | |
| | | , | | - | 2016 | 36 | Dominica | America | pureIFRS | - | 2001 | 61 | Iraq | Middle East | pureIFRS | 1 | 2004 |
| 13 | Belgium | Europe | endorsment | 2p | 2002 | 37 | Dominican Republic | America | pureIFRS | - , | 2013 | 62 | Ireland | Europe | endorsment | 2b | 2002 |
| 14 | Benin | Africa | | - 0 | 2002 | 38 | Ecuador | America | pureIFRS | 2a 1 | 2010 | 63 | Israel | Middle East | pureIFRS | 1 2a | 2005 |
| 15 | | Asia and Oceania | pureIFRS | 2b | 2000 | 39 | Egypt | Africa | convergence | 33 | | | Italy | Europe | | 2b | 2002 |
| 16 | Bolivia | America | pureIFRS | П | 2015 | 40 | El Salvador | America | pureIFRS | П | 2011 | | | | | 1 | 2005 |
| 17 | Bosnia and Herzegovina | Europe | pureIFRS | 1 | 2006 | 41 | Equatorial Guinea | Africa | | 3 | | 65 | Jamaica | America | pureIFRS | 1 | 2000 |
| 18 | | Africa | pureIFRS | _ | 2003 | 42 | Estonia | Europe | endorsment | - | 1998 | 99 | Japan | Asia and Oceania | pureIFRS | 2b | 2010 |
| 19 | Brazil | America | endorsment | 2b | 2007 | 43 | Fiji | Asia and Oceania | pureIFRS | 1 | 2007 | 29 | Jordan | Middle East | endorsment | 1 | 1997 |
| 6 | | ţ | | 1 2a | 2010 | 4 | Finland | Europe | endorsment | 23 | 2002 | 89 | Kazakhstan | Asia and Oceania | pureIFRS | 2a 1 | 2003 |
| 07. | | Europe | endorsment | - | 2003 | 45 | Нгарсе | Firone | endorement | 2b | 2002 | 69 | Kenya | Africa | pureIFRS | 1 | 1999 |
| 21 | Burkina Faso | Africa | pureIFRS | - | 2012 | _ | r'i alice | adoma | endor sineint | - | 2002 | í | , | Asia and | | 2b | 2009 |
| 22 | Cambodia | Asia and Oceania | pureIFRS | 1 | 2012 | 46 | Gabon | Africa | | က | | 22 | Korea | Oceania | endorsement | 1 | 2011 |
| 23 | Cameroon | Africa | | 3 | | | | | | | | | | | | | |

| 適用 | 2003 | 2002 | 2005 | 2012 | 2009 | 2002 | 2005 | 2002 | 2013 | 2015 | 2004 | | | 1973 | | 2008 | 1998 | 2011 | 2012 | 1999 | 2006 | 2002 | 2005 | 2000 | 2014 | 1996 | 2008 | | 2002 | 1996 |
|---|--------------|---|---------------------|---------------------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|---------------|---------------------|--------|------------------------|---------|---------------------|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|------------------------|-------------------------------------|----------|-------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------|--------------------|
| 分類 | 1 | 2b | П | П | 1 | 2b | 2b | 1 | 2a | 1 | - | 3 | က | 1 | 3 | П | П | 2a | 1 | 2a | П | 2b | 1 | es % | La L | 2a | 1 | 3 | П | |
| 適用対象の IFRS | pureIFRS | +40000000000000000000000000000000000000 | endoi sinem | endorsment | pureIFRS | endorsment | endorsement | | | endorsment | pureIFRS | convergence | | pureIFRS | | l endorsment | pureIFRS | | endorsment | SCAL | pureir KS | endorsment | | convergence | endorsement | d endorsment | endorsement | q | pureIFRS | pureIFRS |
| 地域 | Africa | D. recom O | Europe A = : - 1 | Asia and Oceania | Africa | Europe | Europe | Middle East | A eis and | Oceania | Africa | Asia and Oceania | Africa | America | Africa | Asia and Oceania | Africa | | Europe | Calala East | Midale East | Europe | , | America | America | Asia and Oceania | America | Asia and Oceania | Africa | Africa |
| 法域 | South Africa | 2000 | Spani | Sri Lanka | Swaziland | Sweden | Switzerland | Syria | | Taiwan | 126 Tanzania | Thailand | Togo | Trinidad and Tobago | Tunisia | Turkey | Uganda | | Ukraine | | | United Kingdom |) | | Uruguay | Uzbekistan | Venezuela | Vietnam | Zambia | Zimbabwe |
| No | 118 | 110 | | 120 | 121 | 122 | 123 | | | 125 | | 127 | 128 | 129 | 130 | 131 | 132 | | 133 | 10.4 | 154 | 135 | | 136 | 137 | 138 | 139 | 140 | 141 | 142 |
| 国 理 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 | 2012 | 2013 | 2002 | 2002 | 1986 | 2002 | 2000 | 2014 | 2002 | 2012 | 2005 | 2011 | 2002 | 2005 | 2002 | 2005 | 2002 | 2002 | 2012 | 2008 | 2001 | 2001 | | 2003 | 1007 | 2014 | 2002 | 2005 | 2002 | 2002 |
| 分類 | 2a | 1 | 2b | П | - | 2a 1 | 2b | 2a | 2p | 2a | 2a | - | 2b | 1 | 2b | Н | 2a | 1 | 2a | П | Н | П | 3 | 2a | 3 | 1 | က | | 2b | 2b |
| 適用対象の IFRS | TEDS | pureir KS | | endorsment | pureIFRS | pureIFRS | | no adoption | no adoption | endorsment | | endorsment | | endorsment | | endorsment | | endorsment | endorsment | pureIFRS | pureIFRS | pureIFRS | | pureIFRS | | pureIFRS | convergence | endorsment | | endorsment |
| 地域 | A ferion | Airica | Ę | Europe | Middle East | Middle East | | America | America | America | Acio cio | Oceania | | Europe | | Europe | Asia and Oceania | Europe | Europe | Africa | America | America | Africa | Europe | Africa | Africa | Asia and Oceania | Europe | | Europe |
| 法域 | Missonio | Inigeria | M | INOFWAY | Oman | Palestine | £ | Fanama | Paraguay | Peru | | Philippines | | Poland | | Portugal | Qatar | Romania | Russian Federation | Rwanda | Saint Kitts & Nevis | Saint Vincent and the Grenadines | Senegal | Serbia | Seychelles | Sierra Leone | Singapore | Slovakia | | Slovenia |
| No | ο Γ | 9.5 | 90 | 96 | 97 | 86 | 8 | 99 | 100 | 101 | | 102 | | 103 | | 104 | 105 | 106 | 107 | 108 | 109 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | 116 | | -117 |
| 通馬田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 2003 | 2006 | 2002 | 2002 | 2002 | 2005 | 2005 | 1998 | 2001 | 2012 | 1996 | 2010 | | 2002 | 2002 | 2001 | 2008 | 2012 | 2011 | 2000 | 2002 | 2001 | 2008 | 2007 | 2005 | 2014 | 2002 | 2002 | 2007 | 2011 |
| 分類 | 2a | | - | 2p | 2p | 1 % | 3 - | - | - | 2a | 2a | П | က | 2b | - | 2a | 2b | 2a | 1 | 1 | Н | | 2a | 2a | 1- | П | 1 | 2b | П | 3 % |
| 適用対象の IFRS | TEDE | pureirka | 1 | endorsment | on down | eliaorsillelli | endorsment | endorsment | pureIFRS | endorsment | | pureIFRS | | endorsment | | pureIFRS | pureIFRS | | endorsment | pureIFRS | pureIFRS | pureIFRS | pureIFRS | pureIFRS | pureIFRS | endorsment | endorsment | endorsment | | pureIFRS |
| 地域 | Asia and | Oceania | Ę | Europe | Lingspo | adoina | Europe | Europe | Africa | Asia and Oceania | A cia | Oceania | Africa | Europe | • | Africa | America | | Europe | Asia and Oceania | Europe | America | Africa | Africa | Africa | Asia and Oceania | Europe | Asia and | Осеаша | America Africa |
| 法域 | Variable | Nyrgyztan | | Latvia | Tithingin | rımmanına | Luxempourg | Macedonia | Malawi | Malaysia | | Maldives | Mali | Malta | | Mauritius | Mexico | | Moldova | Mongolia | Montenegro | Montserrat | Morocco | Mozambique | Namibia | Nepal | Netherlands | New Zealand | | Nicaragua Niger |
| No | 7.1 | | | 7/ | 7.5 | | 74 | 75] | | 77 | $\overline{}$ | 78 | 79 | 80 | | 81 | 82 | | 83 1 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | | 93 |